

5 みどり・景観

(1) 公園

都市公園*の分布をみると、市南西部には地区公園*1箇所、近隣公園*1箇所、街区公園*11箇所が所在しますが、広がりある広場や運動場等を有する地区公園と近隣公園は、相模川近くの立地であり、市街地内には小規模な街区公園が分布するのみとなっています。

浜見平地区中央部の団地内広場は、市街地内においてまとまった広さを持つ拠点的なオープンスペースであり、近隣住民を含む子ども達の遊び場や高齢者等の憩い・交流の場として親しまれています。また、団地内にはグラウンドが整備されており、少年野球や少年サッカーチームの活動の場としても利用されています。

なお、市では新湘南国道の延伸や相模川築堤整備に伴い、陸上競技やテニス、サッカー、ラグビーなど、多くの市民が利用している相模川河畔スポーツ公園の柳島向河原地区への移転計画を進めています。新たな公園は(仮称)柳島スポーツ公園として、整備基本構想、整備基本計画が策定され、市南西部のスポーツ・レクリエーション拠点としての整備が進められていく予定です。

浜見平地区の公園整備に向けては、地区に近接して整備される(仮称)柳島スポーツ公園との機能分担を踏まえ、公園の整備内容を検討していく必要があります。

広域的なスポーツ・レクリエーションのニーズ*については、(仮称)柳島スポーツ公園が担うため、浜見平地区においては主に近隣住民が気軽に利用できる公園づくりを行い、憩い・交流の場としての潤いの演出、健康づくり・子育てなど新たな機能を付加していくほか、子どもたちの遊びやスポーツ、レクリエーションなどに対応する施設整備など、これまでのニーズにも応えていくことも重要です。



築山状遊具（シロヤマ）



グラウンド

■ 団地内公園の現況

*都市公園：都市公園法に規定される公園で、国又は地方公共団体が設置します。

*地区公園：半径 1km 程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する 4ha を標準とする公園。

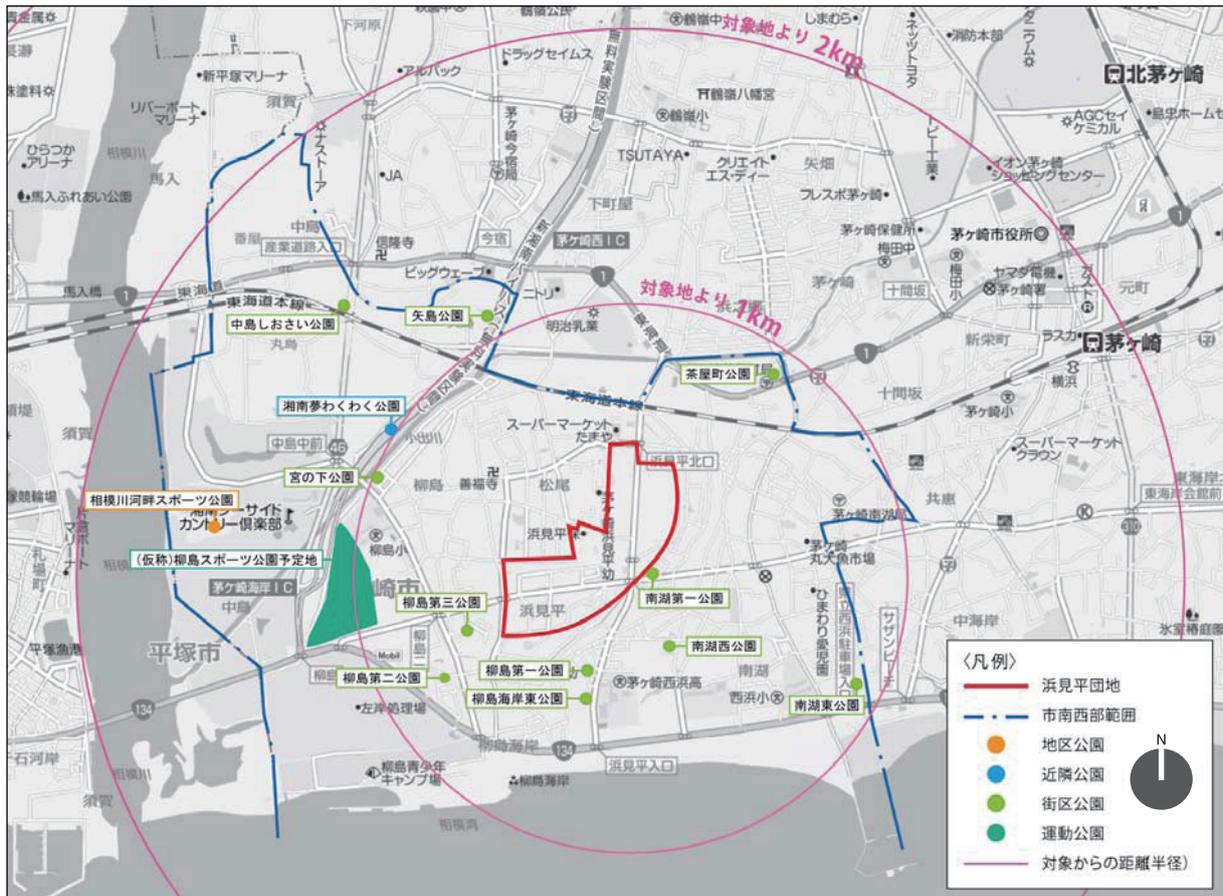
*近隣公園：半径 500m 程度の近隣に居住する人々が利用する 2ha を標準とする公園。

*街区公園：半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園。

*ニーズ：社会的な意味での要求、需要。

表 市南西部の都市公園

区分	名称	位置	面積 (㎡)
地区公園	相模川河畔スポーツ公園 (移転予定)	中島 1475-2	55,623
運動公園 (予定)	(仮称) 柳島スポーツ公園 (計画中)	柳島向河原地区	(65,000)
近隣公園	湘南夢わくわく公園	柳島 171-2	22,276
街区公園	南湖第一公園	南湖五丁目-3961-1	559
	柳島第一公園	柳島海岸 1588-364	231
	柳島第二公園	柳島 1843-28	209
	柳島第三公園	柳島 990-31	280
	柳島海岸東公園	柳島海岸 1588-453	238
	矢島公園	中島字矢島 1379-7	900
	茶屋町公園	南湖一丁目-3643-1	721
	宮の下公園	柳島二丁目-90-2	1,300
	南湖東公園	南湖四丁目 12988-76	324
	中島しおさい公園	中島 271-23	632
南湖西公園	南湖七丁目-12838-40	160	



■市南西部の都市公園位置図

(2) 緑地

浜見平地区周辺の緑被地の状況を見ると、市街地の外縁部においては、海岸沿いの砂防林や相模川沿いの農地、また、公共公益施設（高校、老人ホーム）内の樹林地など、豊かな緑地が分布しています。

一方、戸建て住宅が広がるエリアにおいては、まとまった樹林地等の分布は乏しくなっていますが、浜見平団地においては、隣接道路の樹木や住棟間の樹木が生長し、市街地内における貴重な緑地環境を形成しています。

建替え事業に際しては、既存樹の保全や新たな緑の創出を図り、緑豊かな住環境の形成に努めていく必要があります。



■ 航空写真

(3) 景観

茅ヶ崎市では、景観法に基づき、平成 20 年に「茅ヶ崎市景観計画」及び「茅ヶ崎市景観条例」を定め、魅力ある茅ヶ崎市の景観の形成について、市民・事業者・行政の連携による総合的かつ計画的な施策を推進しています。

浜見平地区の景観については、「浜見平地区都市デザインガイドライン」により、『空とみどりにつつまれ、再生される表情豊かなまち』をテーマとして、オープンスペースや建築デザインの誘導基準であるデザイン指針を策定しております。この中で、本地区の景観を構成する主要要素を景観構造として抽出しています。

ここでは、改めて主な景観構成要素ごとの現状と課題を以下のとおり整理します。

なお、当該地区については、平成 23 年 4 月を目途として、特別景観まちづくり地区の指定作業を進めており、この指定により、前述の「浜見平地区都市デザインガイドライン」の基準を法的に位置づけ、景観の規制・誘導に強制力を伴うことが可能となります。

ア シンボル軸

浜見平地区の主要幹線道路である鉄砲道と左富士通りは、シンボル軸として位置づけられており、鉄砲道は、沿道敷地において緑濃いヤマモモの並木が形成され、また、左富士通りには生垣が形成されています。

ともに豊かな緑を前景に住棟が並び整然とした景観が形成されていますが、反面、変化に乏しい単調な街並みともいえます。また、歩道はあるものの、幅員は充分ではなく、豊かな歩行者空間を形成するには至っていません。

「浜見平都市デザインガイドライン」では、シンボル軸において沿道の建築物と一体となった特徴ある街並みとゆとりある歩行者空間の形成を図ることとしており、同ガイドラインに基づき、既存樹木の活用や沿道敷地での植栽等による特徴のある並木を形成しつつ、建物デザインの変化や特色ある舗装・ファニチャー*のデザインなどにより、表情豊かなストリート景観を演出していく必要があります。また、両道路ともメインストリートとして歩行者空間の充実に留意するとともに、電線類地中化を図るなど、質の高い道路景観の形成が求められます。



■鉄砲道の現況



■左富士通りの現況

*ファニチャー：家具。ここではガードレール、街路灯など道路空間を構成する設備のこと。

イ みどりの骨格

浜見平地区西側の外周部、北端から中央部公園までの区間にはサクラが植えられ、緑濃い並木の散策路となっています。団地の記憶を継承する上でも貴重な空間といえ、保全に努めていく必要があります。

また、地区外周部を巡る松尾川雨水幹線は、現況ではコンクリート等の直壁で囲われた分流式公共下水道の雨水渠となっていますが、一部暗渠化による緑道化を前提に「みどりの骨格」として位置づけられています。構造上、高木植栽等は難しいことから、沿道敷地への修景植栽を誘導するなど、民地側との連携のもと、緑のネットワーク化を図っていく必要があります。



■サクラ並木の現況



■松尾川雨水幹線の現況

ウ 浜見平地区中央部

浜見平地区の中央部（鉄砲道と左富士通りの交差点）には、現在、スーパーマーケットや小売店からなるショッピングセンターがあり、店舗前には広場が形成され、木陰には買い物客や住民が憩い、人々が集うぬくもりのある景観の場となっています。

「浜見平地区まちづくり計画」においても、浜見平地区中央部は、生活拠点ゾーン*として位置づけられており、商業施設や公共公益施設の整備が計画されています。特色ある形態や豊かな表情を有する店舗や公共建物のデザインを誘導するとともに、店舗前の広場や街角広場など、交流の場となるオープンスペースを確保し、一体的に設えるなど、賑わいを醸し出す質の高い空間づくりを行う必要があります。



■鉄砲道・左富士通り交差点付近の現況



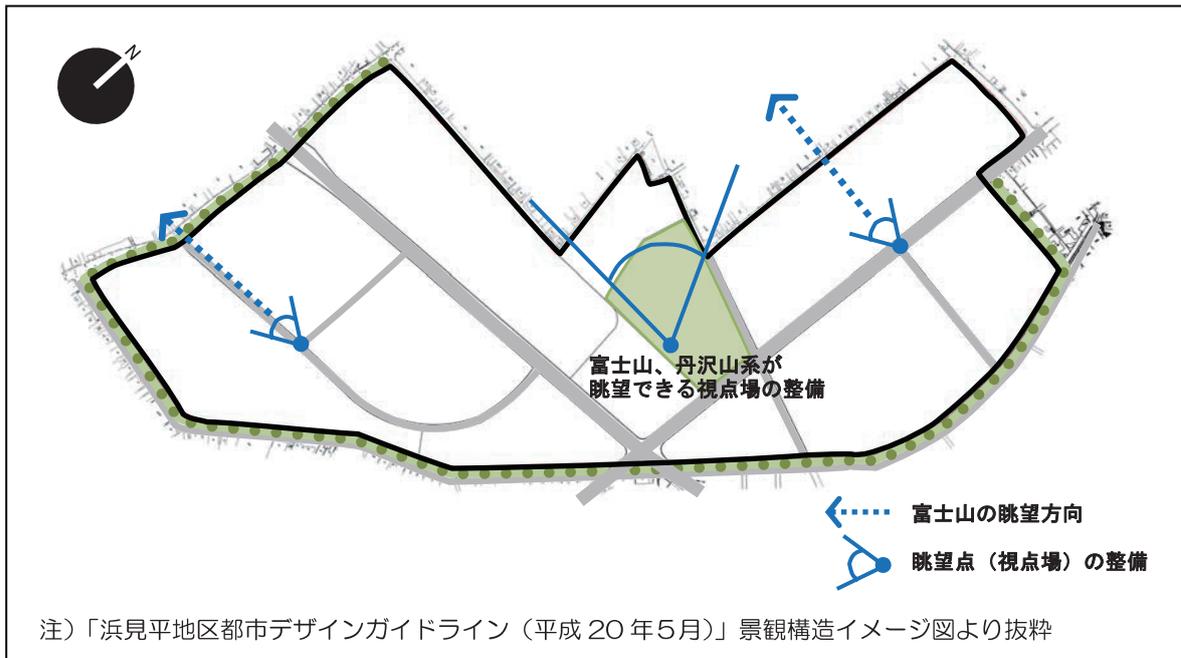
■店舗前広場の現況

*生活拠点ゾーン：「浜見平地区まちづくり計画」において位置づけられているゾーンで、商業・公共公益施設・公園が立地する市南西部の生活拠点

工 眺望

浜見平地区からの眺望景観としては、富士山と丹沢の山並みがあり、現在、地区中央の公園から富士山が望まれ、また、ショッピングセンター前の広場から丹沢の眺望が可能となっています。

新規整備する公園においても、広がりを生かした眺望の場として、築山などを整備していくことも検討します。



■富士山、丹沢への眺望



■公園からの眺望イメージ



■左富士通りからの眺望イメージ